

令和 3 年第 3 回岐阜県議会臨時会提出議案の概要（条例その他）

（令和 3 年 5 月 7 日）

（条例その他）

議第 67 号 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県地方競馬組合における不適切事案に鑑み、構成団体である県の知事としての責任を明らかにするため、知事の給料の月額を次のとおり減額する。

- 1 減額率
10%
※ 1,340千円 → 1,206千円（▲134千円）
- 2 減額期間
令和 3 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

（公布の日から施行）

議第 69 号 岐阜県地方競馬組合同規約の変更について

[担当課：農政課]

岐阜県地方競馬組合の管理者及び副管理者を次のとおり変更する。

	変 更 前	変 更 後
管理者	笠松町長	岐阜県副知事
副管理者	岐南町長及び管理者が組合の議会の同意を得て選任する者	笠松町長及び岐南町長

（地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可があった日から施行）

(専決処分の承認を求めるもの)

議第71号 岐阜県税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

(令和3年3月31日専決)

[担当課：税務課]

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 不動産取得税

(1) 災害の危険性が高い区域から安全な区域への移転を促進するため、市町村が策定した計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物について、課税標準を価格から5分の1控除した額とする特例措置を講ずる(令和5年3月31日までの取得に限る。)

(2) 次の特例措置の適用期限を延長する。

ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率(本則4%)を3%とする特例措置(3年延長)

イ 宅地評価土地(※)の取得に係る不動産取得税の課税標準を土地の価格の2分の1とする特例措置(3年延長)

※ 宅地や宅地比準土地(宅地以外の土地で、価格の決定が当該土地とその状況が類似する宅地の価格に比準して行われている土地)のこと。

ウ 地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置(2年延長)

2 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、適用期限を令和6年3月31日まで3年延長する。

3 自動車税

(1) 環境性能割

ア 自家用の乗用車の税率の適用区分を次のとおり見直す。

併せて、営業用の乗用車については自家用の乗用車に準じ、バス及びトラックについてはそれぞれの燃費基準に応じ、税率の適用区分の見直しを行う。

自家用の乗用車

(改正前) 【令和元、2年度】

(改正後) 【令和3、4年度】

電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	➔	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	
ガソリン車・ ハイブリッド車 ・LPG車	令和2年度 燃費基準 +20%達成	1%			ガソリン車・ ハイブリッド車 ・LPG車・ クリーンディ ーゼル車	令和12年度 燃費基準 85%達成	1%
	令和2年度 燃費基準 +10%達成					令和12年度 燃費基準 75%達成	
	令和2年度 燃費基準 達成					令和12年度 燃費基準 60%達成	
上記以外		3%			上記以外 又は令和2年度燃費基準 未達成		3%

※ いずれも上記に加え、一定の排ガス性能を要求

※ クリーンディーゼル車については、2年間の激変緩和措置を講ずる。

イ 自家用の乗用車を取得した場合、税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を令和3年12月31日まで9月延長する。

ウ バリアフリー性能の優れたバス及びタクシー（新車に限る。）の取得価額から一定額を控除する課税標準の特例措置について、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長する。

エ 先進安全技術を搭載したバス及びトラックに係る課税標準の特例措置について、次のとおり適用期限の延長及び拡充を行う。

(ア) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が12トン以下のバス及び3.5トンを超え20トン以下のトラック（新車に限る。）の取得価額から350万円を控除する課税標準の特例措置について、適用期限を令和3年10月31日まで7月延長する。

(イ) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を装備した車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラック（新車に限る。）の取得価額から525万円を控除する課税標準の特例措置を講ずる（令和3年10月31日までの取得に限る。）。

(ウ) 側方衝突警報装置を装備した車両総重量が8トンを超えるトラック（新車に限る。）の取得価額から175万円を控除する課税標準の特例措置を講ずる（令和5年3月31日までの取得に限る。）。

(2) 種別割

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自家用の乗用車（新車に限る。）について、取得の翌年度の種別割の税率を軽減する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（軽課）」）を、次のとおり見直す。

併せて、営業用の乗用車については燃費基準を見直し、バス及びトラックについては自家用の乗用車と同様に特例措置の対象を電気自動車等に限定した上で、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長する。

自家用の乗用車

【平成31年4月1日～令和3年3月31日に取得】

電気自動車	75% 軽減	
燃料電池自動車		
天然ガス自動車		
プラグインハイブリッド車		
クリーンディーゼル車		
ガソリン車・ ハイブリッド車 ・LPG車	令和2年度 燃費基準 +30%達成	
	令和2年度 燃費基準 +10%達成	50% 軽減

【令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得】

電気自動車	75% 軽減
燃料電池自動車	
天然ガス自動車	
プラグインハイブリッド車	

グリーン化特例（軽課）の対象外
→既に改正済

※ いずれも上記に加え、一定の排ガス性能を要求

イ 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車（※）について、種別割の税率を加重する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（重課）」）を2年延長する。

※ 初回新規登録から13年を超えるガソリン車・LPG（液化石油ガス）車又は初回新規登録から11年を超えるディーゼル車

4 その他所要の規定の整理等を行う。

（令和3年4月1日から施行）